

令和2年3月30日付けで公表した令和元年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

令和3年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

委託契約に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和元年6月4日から令和2年3月17日までの間に、県の60機関（108の委託契約）について、監査を実施した。その結果、40機関（55の委託契約）の95件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

なお、残り14件は、報告があり次第、改めて公表する。

区分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	44	44
監査の意見	51	37
計	95	81

措置状況一覧表

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
各論				
1. 総合政策部				
①公用車運行管理業務（特別職専用車両運行管理業務）委託（秘書広報課）				
監査の 意見 1-②	一者応札の解消について 本委託業務は、一般競争入札を実施している。過去3年においては、平成28年度が入札参加者数2者、平成29年度以降は入札参加者が1者のみとなっている。担当課によると、今後も一般競争入札を継続する予定であるので、今後、一者応札の解消に向けた努力が必要である。	本委託業務の入札に当たっては、入札公告の内容を県ホームページに掲載することに加え、入札参加資格のある者全てに電話連絡を行った上で、競争性を確保するための一般競争入札を実施しているところである。引き続き、入札の周知や応募しなかった者に対する不参加の理由の確認など、一者応札の解消に向け努めていきたい。	秘書広報課	59
②平成30年度県政番組（テレビ及びラジオ）の放送委託料（UMK・エフエム宮崎）（秘書広報課広報戦略室）				
監査の 意見 1-④	価格の硬直性解消に向けた方策の検討 担当課としては、今後も粘り強く価格交渉を継続する必要がある。この点、他の放送局との価格差が生じているのも事実であり、サービス内容に差が生じているとしても、価格差が生じている点は、価格交渉の材料に使えるものと思われる。	県政番組の契約に際して、毎年度価格交渉を行っているが、委託料の減額は実現できていない。 次年度以降の契約に関しても、制作費について精査するとともに、番組内容見直し等による委託料の減額について検討するなど、価格の硬直性解消に努めていく。	秘書広報課 広報戦略室	60
監査の 意見 1-⑤	県政放送の在り方について 県としては、視聴習慣にかかわらず県政放送を見ることができ点を重視しているが、費用対効果の面を考慮して、1度に契約する放送局を絞るなど、今後県政放送の在り方に対する検討は継続していくことが必要である。	県民意識調査では県政番組から県政情報を入手している割合が高く、県では現在、県内全ての民放と随意契約を行い、県政番組の放送を行っている。 しかしながら、インターネットやSNSの利用者増加など広報を取り巻く環境は急速に変化しているため、今後も県政番組の見直しを含め、県民に対する情報発信のあり方について検討していく。	秘書広報課 広報戦略室	61

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
③みやざき成長産業人材育成事業（みやざきビジネスアカデミー部門）（産業政策課）				
監査の 意見 1-⑥	一者応募の解消について 競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業者向け説明会に参加したが応募しなかった者に対して、参加しなかった理由を確認したり、業務仕様が事業の内容に比べて過度に現在の業者に有利ではないかを確認したりするなどである。	競争性と公平性を確保するため、仕様書の記載をよりわかりやすく工夫するとともに、事前説明会に参加したが応募しなかった者に対して不参加の理由を聞いたりするなど、一者応募を解消できるよう努める。	産業政策課	62
④平成30年度みやざきNPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務（生活・協働・男女参画課）				
監査の 意見 1-⑧	一者応募の解消について 競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務仕様が事業の内容に比べて過度に現在の業者に有利ではないかなどを確認したりするなどである。	業務仕様には、前年度からの継続性を前提としている要素は見られず、過度に現在の業者に有利なものになっていないことを再確認した。 また、例年、「宮崎県庁ホームページ」や「宮崎県NPOポータルサイト」などにより、広く応募者を募っており、引き続き募集の周知に努める。	生活・協働・男女参画課	64
⑤パソコン等ヘルプデスク業務委託（情報政策課）				
監査の 意見 1-⑪	入札の回数、公示の回数について 本委託業務は、入札によって契約先を決定しているが、1度目公示は2回入札を行ったが不落となり、2度目の公示では2回目の入札で契約先が決定した。入札の回数については、「宮崎県会計事務の手引き」の121ページに、「入札の回数は通常1件につき2回を限度とし、入札の公告や指名の通知の中で表示すべきである。」との記載があるが、公示の中で入札回数については触れておらず、本来は入札者が辞退しない限り何度でも入札を行う必要があったと思われる。今後は、入札回数について、公示に明示することが必要である。	監査以降の入札公告において「入札の回数は、2回を限度とする。」の文言を追加し、明示を行っている。	情報政策課	65

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
2. 総務部				
②宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託（税務課）				
監査の 意見 2-③	<p>長期継続契約の期間について</p> <p>長期継続契約における契約期間は3年としているが、これは九州各県の内3県で契約期間を3年としていることからとしているが、今後契約を継続する場合には、3年にこだわらず、契約の安定性、価格の妥当性等を考慮して契約期間を設定することが望まれる。この点、県条例では、知事が特に必要と認めた場合以外は、契約期間は5年を超えることができない。但し、契約の性質上（契約が途切れることはできるだけ避ける必要がある）、知事が特に認めた場合として契約期間を5年以上とすることも検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>契約期間の設定は、意見に記載のあるとおり、契約の安定性、価格の妥当性等を考慮して決定しているところである。</p> <p>コンビニエンスストア収納は、納税者の利便性から利用率が増加しており、収納率の向上にも繋がっていることから今後も継続していく必要がある。その面では、現時点で当該業務を委託可能な業者が限られていることから契約期間を5年以上とし安定性を図ることが有効である。</p> <p>一方で、キャッシュレス決済の普及など数年で社会情勢が大きく変化する中において、長期間の契約は価格の妥当性等を見直す機会が限られてしまう側面もあるため、今後の契約期間の設定についても、5年以上の契約期間も含めて総合的に判断を行う。</p>	税務課	70

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑤宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託（消防保安課）				
監査の 意見 2-⑨	<p>一者応札の解消について</p> <p>本委託業務は、条件付き一般競争入札を実施している。入札は過去においては3年ごとに平成24年度、平成27年度に実施しているが、いずれも入札参加者数は1者のみ（今回の入札参加者）となっているので、今後一者応札の解消に向けた努力が必要である。この点、現在パイロット不足ではあるが、全国的には複数参加可能な者がいることが推定され、競争性の確保のために努力をする必要がある。</p>	<p>本業務は一般競争入札により執行しており、入札要件を満たせば入札に参加できるため、一定の公平性等は確保されているものの、特殊性や専門性が高いため、参加できる業者が少ない。</p> <p>入札参加に当たっては、1年間を通して常に円滑かつ安全に運航する体制が必要不可欠であるため、受託者においては、操縦士、整備士及び運行管理員等を十分に確保し運航拠点に配置する必要がある。</p> <p>現在、国が2人操縦士体制の導入を求めていることもあり、全国的に操縦士が不足していることから、操縦士や整備士を十分に配備し本業務を受託できる業者は限られてくる。</p> <p>このため、入札への参加はますます厳しくなると考えられるが、競争性を確保することは大変重要であるため、他の都道府県における入札情報の入手・分析を行うとともに、入札に係る情報をより広く提供できるような仕組みについて検討を進めてまいりたい。</p>	消防保安課	77

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
3. 福祉保健部				
①「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業（福祉保健課）				
監査の 意見 3-①	企画コンペの審査方法について 平成30年度は2者の応募があり、審査結果表を見ると審査に参加した6名の合計得点の高い会社に委託先が決定されている。しかし、審査結果の個人ごとの得点を見ると6名中4名が選定されなかった会社の得点を高く採点していた。合計得点の高い者を選定することは一つの合理的な選定基準であるが、今般のように採点者の過半数が高い得点をつけた先が選定されないというケースに備え、現状以上に採点の客観性・公平性を確保する点から選定理由につき説明できるようにしておく必要があると考える。	令和2年度から、審査時に、評価配分点（1点から5点）を3点未満とした項目については、その理由を記載するよう審査票に記載欄を追加することとした。	福祉保健課	79
②宮崎県障がい者スポーツ振興業務（障がい福祉課）				
監査の 意見 3-②	実績報告について 検査調書に添付されている事業実績報告の委託事業収支決算書は円単位であるにもかかわらず千円単位で丸めでの記載となっている。委託先団体での決算の監査・承認は適正になされているとのことであるが、検査時においても実績数値の確認は重要となるため、円単位での正確な数値に基づく収支決算書を添付すべきものとする。	委託先団体は、千円未満の端数を項目内で調整した上で、千円単位で収支決算書を作成していた。 領収書等の書類も適正に管理され、適正に執行されていることを確認したが、正確な実績値を把握するためには、適切な方法ではない。 今後は、端数の調整は行わず、実際の数値を円単位で計上するよう指導・指示を行った。	障がい福祉課	81

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
③Super「歩一步の店」事業（障がい福祉課）				
監査の 意見 3-③	<p>長期にわたる随意契約について</p> <p>本事業は、平成20年から長期間にわたり随意契約を継続している。本事業は、事業所における取引の拡大と障がい者の工賃向上を図ることが求められ、単純に価格競争に付することは適当でないと思われるが、企画コンペ方式等により提案内容と受託団体等の選択可能性を考慮しつつ委託先を決定することが望まれる。</p>	<p>本事業は、福祉事業所の売上向上、ひいては障がい者の工賃向上を図るために、県内の各種イベント等において福祉事業所の共同出店を促進するための調整が主な業務である。</p> <p>令和2年度については、上期イベントへの出店において、4月当初から出店に係る調整業務に着手する必要がある、3月結果報告書を受けてただちに改善を行うことが困難であったため、引き続き中小企業家同友会と随意契約を交わした。</p> <p>今年度、令和3年度の契約に係る企画コンペの実施について検討してまいりたい。</p>	障がい福祉課	82
④犬の捕獲抑留業務等補助業務委託（衛生管理課）				
監査の 意見 3-④	<p>委託業務費に含まれる人件費の内容について</p> <p>業務委託費には職員等人件費及び旅費等の活動運営費が含まれているが、職員等人件費には管理業務を行っている人員の人件費も含まれている。しかし、本委託事業は「犬の捕獲抑留業務等補助業務」の委託契約であり、人件費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものとする。管理業務を行う人員の人件費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約に即した内容の見直しや積算項目を整理するなど、今後検討が必要ではないか。</p>	<p>本事業については、管理業務を行う職員に係る人件費についても業務上必要な経費であるとの認識の下、業務委託契約を締結しているが、今回出された意見を参考に、契約内容の見直しや積算項目の検討を行っていききたい。</p>	衛生管理課	84

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑤平成30年度宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務に係る委託契約（健康増進課）				
監査の 意見 3-⑤	委託料算定時の時間外手当について 委託料を積算する際に時間外手当を算入している。時間外手当は委託先の運営努力や個人の能力に応じて支給される性質のものであって原則として委託料積算に含めることはなじまない。時間外手当の積算算入は委託業務遂行上の必要性を十分に考慮して行うことが望まれる。	宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務では、生活習慣病予防対策の効果的な推進を図るため、宮崎大学や県立病院、開業医等で構成する生活習慣病検診管理指導協議会を設置し、その会議は診療時間外に開催しており、一定の時間外手当が発生している。今後は、委託内容や業務量等を精査し、適正な積算となるよう見直していきたい。	健康増進課	85
⑥給食調理業務委託（県立こども療育センター）				
指摘事 項 3-①	見積書の押印について 委託先からの見積書に押印がなかった。見積書の正確性・信頼性、責任の所在を明らかにするために押印のある見積書の適時な入手が求められる。	平成30年度に実施した公募型プロポーザルにおいて、予算範囲内での応募者がいなかったが、入所児童への給食を停止する訳にはいかないため、緊急の必要性により現契約者と随意契約を締結することとした。 現契約者が見積書を提出した際に代表者の押印がなかったが、現契約者とは平成27年10月から継続して委託契約を行い、誠実に業務を履行していたため、押印のない見積書を信頼性を疑わず受理した。 今後は、契約事務において契約担当者を含め複数の職員でチェックする体制をつくり、適時・適正な事務執行を行う。	県立こども 療育セン ター	86

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
監査の 意見 3-⑥	<p>プロポーザルの応募について</p> <p>委託契約に当たって従前より公募型プロポーザルを実施している。しかし、平成30年度の公募型プロポーザルでは応募者がいない状況になった。その後、随意契約により契約は継続された。今後は委託先の選択可能性を確保したプロポーザルの実施と何より障がい児童への安心安全な食の提供が滞ることなく継続されるプロポーザルの日程や体制整備が求められる。</p>	<p>当センターの給食は、障がい児の療育及び治療の一環として行われるものであり、個人の病態及び身体機能に応じた適切な食事内容により治療効果を高めるものである。さらに、栄養管理だけでなく、個人の成長発達段階に応じた食事の提供と食機能の向上を図ることにより病状の回復、健康の維持増進、自立の促進につながる長期的支援を目的としている。</p> <p>このことを踏まえて当センターにおける調理業務は、安全衛生面及び栄養面での質の確保が図られ、摂食嚥下機能に応じた食材の提供及び形態調整などきめ細やかな配慮が求められる。プロポーザルの応募者は、調理員の雇用、食材の調達（可能な限りの地産地消）、個人の食形態（きざみやとろみ等）に応じた細かな調理作業や栄養管理まで複雑な業務内容における提案が必要であり、受託可能な給食調理業者は非常に限られると思われる。</p> <p>現在のプロポーザルの日程は、現契約者と新契約者の引き継ぎ期間を考慮して、7～8月にプロポーザルを実施して、8月末に新契約者を決定し、10月から新契約締結という形をとっている。</p> <p>今後は、応募者の選択可能性の確保を図るため、プロポーザルの周知期間の延長（2～3か月の応募期間）、調理員等の雇用確保のための期間設定など複数の応募者がプロポーザルに参加できる環境を整備していく。</p>	県立こども療育センター	86

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
4. 環境森林部				
①県民1人1本みんなで植樹推進事業（苗木提供）（環境森林課）				
指摘事項 4-①	見積書提出期限について 本業務における2者への見積書提出期限は、見積書提出の案内から中1日となっている。これが違法ということはできないものの、可能であればもう少し期間的余裕を持たせることが望ましいと考える。	見積者の負担軽減等を考慮し、見積期間を1週間程度確保することとした。	環境森林課	89
指摘事項 4-②	参考見積書について 予定価格を決めるにあたり、参考見積書の作成を依頼しているところ、参考見積書の作成日付が空欄となっているので、日付を明記するように徹底するべきである。	参考見積を依頼する際に、日付を明記することを忘れないよう電話等で直接伝え、参考見積書の受け取り時に担当者が確認することを徹底した。	環境森林課	90
指摘事項 4-③	実績確認について 実績書によれば、技術指導に関し回答内容等が記載されているが、これがすべて本事業の予定している「技術指導」と呼べるものなのか疑問があるので、写真等の添付を求めることや、これが難しければ今後は技術指導の状況についてより具体的な報告を求めるべきである。	技術指導の状況についてより具体的な報告を求めるために、森林づくり植樹支援事業取扱要領を一部改正し、実績書は技術指導の内容を詳細に記す様式に見直し、状況写真の添付を義務づけることとした。	環境森林課	90

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
②公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託（環境管理課）				
監査の 意見 4-①	<p>予定価格について</p> <p>本件については、2者の入札による一般競争入札が行われているものの、過去3年間にわたり一般競争入札では落札されず、その結果いわゆる不落随契により契約者が決定されている。予定価格の設計につき、低額に過ぎる可能性もあることから、この点について再検討するとよいように思われる。なお、ヒアリングの結果、平成31年度には予定価格の設計について見直しを行い、その結果一般競争入札での落札となった。</p>	<p>不落の状況を改善するため、設計積算の見直しを行った結果、平成31年度は落札となった。今後も引き続き価格の調査等を行い、適正な価格による設計及び予算化に取り組むこととする。</p>	環境管理課	91
③松くい虫薬剤防除事業（自然環境課）				
指摘事 項 4-④	<p>随意契約について</p> <p>本業務については、複数名の松保護士が在籍するのは宮崎県森林組合連合会のみであるとして、同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っているが、松保護士在籍の有無について参照した資料は最新のものではなく、平成30年度においては複数の松保護士が在籍する団体はほかにも存在する可能性がある。仮に1者での随意契約が相当であるとして他者を排除するのであれば、疑義が生じないよう最新の資料に基づいて判断を行うべきである。また、そもそも複数の松保護士を要しないと本件委託業務を行えないのかという疑問もあることから、落札率がここ3年間は99%となっていることにも鑑みれば、他の団体も候補に入れたうえで一般競争入札に付することなどを検討してもよいように思われる。</p>	<p>本業務については、松くい虫被害のメカニズムを熟知し、防除に関する技術や薬剤等の安全な扱いに精通した松保護士を有する事業者でなければ、松くい虫の的確かつ効果的な防除はできないと判断している。</p> <p>また、本業務については、同一時間に複数の場所で作業を行うことから、松保護士の有資格者を相当数有していることや、一定数の作業員を確保できる事業者へ委託する必要があると考えている。</p> <p>現在、県内で松保護士を相当数有している事業者は2者しかなく、一般競争入札は適さないと考えている。</p> <p>このため、直近の松保護士の名簿を基に、これらの条件を満たす事業者の見積合わせにより契約者を決定する。</p>	自然環境課	92

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
5. 商工観光労働部				
①プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託（商工政策課 経営金融支援室）				
指摘事項 5-①	<p>随意契約について</p> <p>本業務については、委託先以外に地元企業に精通し経営アドバイスを 行える者がいないことを理由として1者随意契約を締結したものであるが、委託先と本業務の実務を行うマネージャー、サブマネージャー、コーディネーターとの契約関係は、業務委託である。そうだとすれば、他の団体や企業等がこれらマネージャー等候補者と本件と同じような業務委託契約を締結し拠点運営を行うことも十分に可能と思われることから、上記の理由をもって1者随意契約とするべき合理的理由はないといえる。よって、1者随意契約としたことは相当でない。</p>	令和2年度の業務委託にあたっては、公募による企画コンペ方式により受託団体を選定し、随意契約を行った。	商工政策課 経営金融支援室	94
指摘事項 5-②	<p>契約保証金の免除について</p> <p>本件では、県財務規則第101条第2項第3号に基づいて契約保証金が免除された。しかしながら、委託先が前年度までに県と契約していたのはいわゆるコンサルティング業務に限られ、拠点運営を含む本業務とは、その規模が大きく異なることから、本件が県財務規則第101条第2項第3号に該当するとはいえず、契約保証金を免除したのは相当でない。</p>	令和2年度の委託契約時における契約保証金免除については、県財務規則第101条第2項第3号の要件に該当することを十分に確認し、適切な運用を行った。	商工政策課 経営金融支援室	95

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
②「ひなたカード」入会利用促進プロモーション業務（観光推進課）				
指摘事項 5-③	随意契約について 本業務については、リクルート社が前年度にひなたカードの店舗開拓等を行ったことにより同社が同カードについて熟知していることを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を行っているが、他者でもひなたカードについての知識を入手しさえすれば業務の遂行は可能である。本件についてリクルート社と契約を締結しなければ目的を達成することができないとはいえず、この理由に基づいて2号により随意契約とするのは相当でない。	令和元年度事業から、企画提案競技により事業者を公募のうえ選定した。	観光推進課	96
指摘事項 5-④	予定価格について 本件では、リクルート社の参考見積をふまえて予定価格が決定されている。しかしながら、参考見積によればどの程度の量のグッズ等を製作するのもかも判然とせず、その金額の適正性が不明である。本件のような業務を同社以外が実施することは可能と思われるところ、できることなら数者の参考見積をとったうえで契約締結を進めるほうが好ましかったというべきである。	令和元年度事業から、企画提案競技により事業者を公募し、企画内容や提案金額等を審査のうえ選定した。	観光推進課	96
③ゴルフツーリズムプロモーション業務（観光推進課）				
指摘事項 5-⑤	暴力団排除について 本業務については、契約書上に暴力団排除条項は設けられておらず、暴力団等に属しないことを誓約する旨の文書等も提出されていない。契約書や具体的な誓約書を用いて暴力団排除に関する措置をとることが望ましいものとする。	令和元年度事業から、契約書上に暴力団排除条項を設けた。	観光推進課	97

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項 5-⑥	<p>再委託契約について</p> <p>本件では、受託先から再委託契約の要望があったため、県においてその相当性を検討し、最終的に再委託を承認している。しかしながら、再委託契約書をみると、暴力団排除条項は設けられておらず、再委託先が反社会的勢力であることを想定した場合の措置が不十分といえる。</p> <p>また、再委託契約書には第8条で再委託等に関する条項があるところ、この条項が存在することを前提に県が再委託を承認した以上、再委託先からの再々委託は当然に可能と解釈されても仕方がないといえる。県として再々委託を自由に認める意思はないと思われることから、再委託契約書8条は削除を求めるべきであったといえる。</p>	令和元年度事業において再委託はしていないが、監査の結果を踏まえ、適正な事務処理に努める。	観光推進課	98
監査の意見 5-①	<p>業者選定方法について</p> <p>本事業では、審査委員の点数の合計額が最も高い者を選定することが原則とされている。しかしながら、このような選定方法による場合、他の審査委員の点数が比較的高くても、1名の審査委員の点数が極端に低いような場合に当該業者がコンペに負けることが生じうるので、例えば各業者の最高点と最低点を除外したうえでその余の点数の合計額が最も高い業者を選定するなどの工夫をしてもよいように思われる。あるいは、審査要領3（1）②の但し書き以下に、そのような事態を想定した文言を具体的に入れておくことも考えられる。</p>	審査要領において、原則として審査の得点が最も高い提案を選定するが、得点差が僅差若しくは審査委員の評価が著しく分かれる場合は、審査委員会で協議を行い、審査委員長が最も優れた提案者を決定することとした。	観光推進課	98

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
④香港輸出促進コーディネーターに係る業務委託（オールみやぎ営業課）				
指摘事項 5-⑦	<p>随意契約について</p> <p>本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で1号随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する疎明資料はない。そもそも、実施要領4に記載された随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明は一切されておらず、理由になっていない。県において本件につき2号随契を行うのであれば、委託先以外が本業務を行えないことについて疎明資料等添付の上検討するべきである。また、仮にこれが難しいということであれば2号随契を行うための要件を充足しているとはいえない。</p>	<p>包括外部監査での指摘を踏まえ、当該業務については、現地の県香港事務所やJETRO香港事務所にヒアリングを行って委託先に求められる要件をすべて満たす者がほかにいないことを確認することとした。</p> <p>※これまでの委託先以外に当該業務を実施できないことの確認について、要件となる「現地在住」で「本県の県産品や企業、産地等の輸出実情に明るい」を満たすには、現地にて本県企業との取引や県産品の取扱実績を持つ必要があると思料されるが、そうした個人、法人であれば現地にて県産品や日本食品の輸出状況の情報収集に努める県香港事務所やJETRO香港事務所での把握できると考えられる。</p>	オールみやぎ営業課	99
監査の意見 5-②	<p>通信費等の料金について</p> <p>本件では、携帯電話料金やインターネット関連費用として相当額が計上され、これを県が委託先へ支払っている。ヒアリングをしたところでは、携帯電話の端末については従前から委託先が保有していた物ということである。委託先が計上したこれらの支出について、真に宮崎県の本事業のために支出されたもののみであるのか、委託先の報告書等からは判然としなかった。委託先に対して補充資料等を提出させて内容について確認を取ったうえで支出をするほうが望ましかったのではないかと考える。</p>	<p>当該案件については、委託先において業務用の携帯電話としてプライベートとは分けて使用していることを確認した上で、当該業務専用の電話機に係る経費として、通話料等の費用計上を認めていたところである。</p> <p>今後は、当該業務において電話料等の通信費を計上する場合は、関連の経費として認められるかどうかを、より詳細な書類まで確認した上で支出することとしたい。</p>	オールみやぎ営業課	99

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑤シンガポール輸出促進コーディネーターに係る業務委託（オールみやぎ営業課）				
指摘事項 5-⑧	随意契約について 本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で1者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する疎明資料はない。そもそも、実施要領4に記載された随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明は一切されておらず、理由になっていない。よって、県において本件につき2号随契を行うのであれば、委託先以外が本業務を行えないことについて疎明資料等添付の上検討すべきである。また、仮にこれが難しいということであれば2号随契を行うための要件を充足しているとはいえない。	包括外部監査での指摘を受けて、当該業務については、令和2年度の契約相手方の選定において企画提案コンペを実施した。	オールみやぎ営業課	101
指摘事項 5-⑨	ランチミーティング食糧費について 本件では、委託先が宮崎県職員と昼間に蕎麦店で、海外での商慣習に則りランチミーティングとして食事をした際の料金が、食糧費として計上され県はこれにつき委託先へ支払いを行っている。一方で、ランチミーティングに出席した宮崎県職員に対しては、時間外手当の付与や代替休憩の付与等がされていない。今後、このようなランチミーティングの取り扱いをどのように行うのかについて整理したうえで、労働基準法違反と指摘されるような事態を避けるよう、適切な運用について検討すべきである。	当該案件については、海外貿易専門家の食糧費の取扱について整理し、内規を定めた。 なお、通常こうしたランチミーティングへの職員の参加については任意であるため、当該ミーティング時間は労働時間には該当せず、労働基準法に違反することはないと考えている。	オールみやぎ営業課	101

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項 5-⑩	<p>謝金の支払等について</p> <p>本件では、委託先への謝金として720万円が支払われている。しかしながら、予算執行伺書に記載された内訳には、謝金として600万円と記載されている。この点についてヒアリングしたところ、当該内訳の記載が誤りであり、実際に積算した結果の謝金は720万円であったため同金額を支払ったとのことであった。そうすると、本予算執行伺書の内容について最終的な決定権を有する者までいずれも添付資料である内訳書の誤りに気付かないまま謝金としては600万円を支払うものとして決裁をしていたということになる。これらの決裁はいずれも不適切なものであり、今後は関係資料との照合を丁寧に行うなどより慎重な決裁に努めるべきである。</p>	<p>包括外部監査での指摘を受けて、業務副担当、担当リーダー、予算担当など複数の職員によるチェックを徹底する等、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>	<p>オールみやざき営業課</p>	<p>101</p>

⑥ふるさと宮崎応援寄附金振興事業（オールみやざき営業課）

指摘事項 5-⑪	<p>随意契約について</p> <p>本業務については、セット商品作成のための公平性、発注が多くなった場合の対応を懸念材料として挙げ、1者随意契約により業者が選定されているが、必ずしも本件受託先のみしか本業務を履行できないとまではいえず、競争に付したほうが望ましいといえる。</p> <p>むしろ、民間業者も入れたコンペ方式等を用いて業者を選定することが積極的な意味でも望ましいと思われる。</p>	<p>令和2年度下半期分以降の委託契約において、コンペ方式での業者選定を検討している。</p>	<p>オールみやざき営業課</p>	<p>103</p>
-------------	--	---	-------------------	------------

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑦シンボルキャラクター活用による魅力発信業務（オールみやざき営業課）				
指摘事項 5-⑫	予算執行伺について 予算執行伺にて「このことについて、次のとおり予算執行してよろしいか。」と印字されているところ、これに加えて手書きで「決裁の上は、別案のとおり仕様書・要領を定めてよろしいか。」記入し内容を補充している。これを許せばすべての決裁印を得た後に事後的に誰かが書き加えることも理論上可能となるのであって、相当でない運用というべきである。基本的には手書きでの内容補充は認めるべきでなく、仮に認めるとすれば当該箇所にも担当者と決裁者が決裁印を押すなど、上記懸念が顕在化しないような工夫をするべきである。	システム入力により作成する予算執行伺について、作成後に手書きで伺い文の記載をすることをなくすように留意している。	オールみやざき営業課	104
監査の意見 5-③	実施要領について 実施要領4（5）の「更生手続開始」が「更正手続開始」と記載されており、誤記である。他の事業における実施要領、業務委託契約書等にも、同様に「会社更正」「更正手続」などと記載されたものが散見されたため、この点は網羅的にチェックしたうえですべて修正しておくべきである。	該当の文言についてチェックし、すべて修正した。	オールみやざき営業課	104
6. 農政水産部				
①6次産業化地域サポート事業（農業連携推進課）				
指摘事項 6-①	収支実績内訳書について 検査調書内の収支実績内訳書と委託先が後日県に提出している実績報告書内の収支実績内訳書の費目明細が異なっている。検査自体は委託先の最終数値に基づき適切に行われているが、確定した最終数値を検査したことを示すために最終数値の記載された収支実績内訳書を検査調書内の資料とすることが必要である。	検査調書内の書類と委託先から提出される実績報告書内の書類の整合性等についての確認を確実に行うためチェック表を作成し、複数人数で確認することとした。	農業連携推進課	106

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
②みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト事業（畜産振興課）				
指摘事項 6-②	再委託契約内容について 本業務は業務の一部を別のコンサルティング会社に再委託を行っている。再委託自体は問題ないが、委託契約書において更なる第三者への再委託が可能な旨の記載がある。再委託の再委託は業務の品質や管理上問題になる可能性があるため、再委託が不可である旨の契約を締結すべきであったと考える。	委託契約書に記載のあった「第三者への再委託」については、次年度より契約書から削除した。	畜産振興課	108
監査の意見 6-①	選定日程について 本業務は企画コンペ方式での選定方法が採用されている。質問書・参加表明書・企画提案書受付期限が平成30年6月7日午後5時までであり、その後翌日の6月8日には審査会において委託業者が決定されている。応募締切りから選定までに一定の時間を確保し応募書類の確認作業・選定作業を行い、選定プロセスの透明性確保に努めることが必要である。	今後同様の企画コンペ方式で執行する場合の「選定日程」については、応募書類の確認作業や選定作業に一定の時間を確保し余裕をもって施行する。	畜産振興課	108

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
監査の 意見 6-②	<p>審査選定について</p> <p>企画コンペ方式の選定方法について企画提案（プロポーザル）実施要領によると「選考委員会は、提案書について、別紙の評価項目について企画提案書等を評価し、合計点が最も高い企画提案を選定する。なお、最高点の企画提案が複数あるときは、選考委員会で協議の上選定する。」としている。審査の結果を見ると審査員が採点后、最終的には審査員の協議により委託先選定を行っている。結果的に問題はなかったと思われるが、1者のみの場合の選定基準を実施要領に明確に定めておくべきであったと考える。また、最終決定時の協議の内容及び選定理由が不明であるので、協議内容、選定理由を文書化して明確に残しておくべきである。</p>	<p>令和元年度より応募者が1者の場合の選定基準を実施要領に定めた。</p> <p>選定プロセスの透明性についても、最終決定時の協議の内容及び選定理由を文書化していく。</p>	畜産振興課	108
③平成30年度漁海況調査事業に係る委託調査業務（海洋観測）（水産試験場）				
監査の 意見 6-③	<p>競争性の確保について</p> <p>本業務は、一般競争入札であるが数年間にわたって1者のみの参加となっている。一般競争入札が形骸化しつつある状況を脱し競争性が確保される状況にしていくことが望まれる。また、1者のみにしか委託できない状況は海洋観測という重要な業務の継続性が確保されなくなるリスクがあるものと思われる。</p>	<p>競争性の確保を図るため、今後も一般競争入札により広く参加者を募るとともに、発注が不可能となる事態も想定し、直接実施などによる当該業務の継続を検討していく。</p>	水産試験場	109
監査の 意見 6-④	<p>支払時期について</p> <p>契約書によれば、本来、四半期ごとの検査合格の通知に基づき受託者が請求書を発行し、支払いを実施することとなっていた。しかし、相手先請求書が未提出であってすべての業務完了後の一括支払いとなっていた。今後は契約に基づく適時な支払いが望まれる。</p>	<p>令和元年度より2回払の契約に変更しており、適時に支払いを行っている。</p>	水産試験場	109

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
7. 県土整備部				
①平成30年度県単公園第1-A号 平和台公園 樹木伐採業務（宮崎土木事務所）				
指摘事項 7-①	<p>災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領の運用の厳格化について</p> <p>県は、災害復旧等に関する緊急施行業務委託を行う際は、要領の運用を厳格化すべきである。具体的には、客観的に事実を把握する限り、本業務については要領第6条に規定されたとおり、原則どおり2者以上の見積書を徴取すべきであったと考える。ただし、被害拡大、民生の不安の増大等を踏まえ、見積書を徴取する時間的余裕がないと判断された場合には、要領第9条第3項で求められる「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に「大規模緊急施行業務委託」施行伺に記載する必要がある。なお、「大規模緊急施行業務委託」施行伺は要領第9条第1項に記載のとおり、速やかな処理を行う必要があり、本業務のように相当の期間を要した場合は、その理由及び内容を同施行伺に明確に記載することが望ましい。</p>	<p>災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領を一部改正し、別記様式第1号及び第3号に見積りを徴取する時間的余裕がない事情の欄を設けることで、記載漏れを防ぐ措置を行った。あわせて、災害復旧等に関する緊急施行工事事務取扱要領についても同様の一部改正を行った。</p> <p>今後は、今回の一部改正の内容を所内関係職員へ周知するとともに、当該施行伺の作成の際には、その理由及び内容を明確に記載し、取扱要領に則した適正な事務処理に努める。</p>	管理課	111
②平成30年度災害委託第3-A号国道448号藤工区積算技術業務（串間土木事務所）				
監査の意見 7-①	<p>委託理由の明確化及び起案文書への明示について</p> <p>本業務は、県が行う公共工事の発注を支援する積算技術業務であるが、当該業務は、本来的には県職員で実施可能な業務である。よって、県は、委託の理由を明確化し、その内容を起案文書に適切に明示することが望ましい。</p>	<p>積算技術業務を委託する場合は、予算執行伺に委託理由を明示するよう改めることとし、各発注機関に通知を行った。</p>	技術企画課	115

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
③平成30年度河川調査第840-02-C号 塩田川浸水痕跡調査業務（高鍋土木事務所）				
指摘事項 7-②	<p>災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領の運用の厳格化について</p> <p>県は、災害復旧等に関する緊急施行業務委託を行う際は、要領の運用を厳格化すべきである。具体的には、被害拡大、民生の不安の増大等を踏まえ、見積書を徴取する時間的余裕がないと判断された場合には、要領第12条第3項で求められる「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に「小規模緊急施行業務委託」施行伺に記載する必要がある。</p>	<p>災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領を一部改正し、別記様式第1号及び第3号に見積りを徴取する時間的余裕がない事情の欄を設けることで、記載漏れを防ぐ措置を行った。あわせて、災害復旧等に関する緊急施行工事事務取扱要領についても同様の一部改正を行った。</p> <p>今後は、今回の一部改正の内容を所内関係職員へ周知するとともに、当該施行伺の作成の際には、「緊急の事情」及び「見積書を徴取する時間的余裕がない場合の事情」を明確に記載し、取扱要領に則した適正な事務処理に努める。</p>	管理課	116
④平成30年度建設資材価格特別調査業務（技術企画課）				
指摘事項 7-③	<p>変更契約書に係る適切な書類の添付等について</p> <p>契約の変更にあたって、県は受託者と「業務委託契約の一部を変更する契約書」を取り交わしており、当該契約書には、調査対象や調査方法等が記載された「平成30年度建設資材価格特別調査実施要領（第1回変更）」が袋綴じされている。この実施要領には次の記載のとおり「様式-1」との記載があるが、「様式-1」は当該変更契約書及び実施要領に添付及び袋綴じされていない。県は、契約内容を明確にするため、変更契約書には調査内容が具体的に記載された「様式-1」も添付及び袋綴じを行う必要がある。</p>	<p>「契約書添付書類チェックリスト」を作成し、契約書記載内容や関係書類の添付状況を複数職員でチェックすることを徹底し、適正な事務処理の確保により一層努める。</p>	技術企画課	118

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑤平成30年度河川修繕第50-01-01号宮崎県総合河川砂防情報システム保守点検業務（年間委託）（河川課）				
指摘事項 7-④	<p>契約書に係る適切な書類の添付等について</p> <p>県は受託者と「河川砂防情報システム保守点検業務委託契約書」を取り交わしており、当該契約書には、業務概要、点検場所及び点検機器・点検項目内容等が記載された「総合河川砂防情報システム保守委託業務見積仕様書」が袋綴じされている。この仕様書には「保守点検項目等一覧表」との記載があるが、「保守点検項目等一覧表」は当該契約書及び仕様書に添付及び袋綴じされていない。県は、契約内容を明確にするため、契約書には点検内容が具体的に記載された「保守点検項目等一覧表」も添付及び袋綴じを行う必要がある。</p>	「契約書添付書類チェックリスト」を作成し、契約書記載内容や関係書類の添付状況を複数職員でチェックすることを徹底し、適正な事務処理の確保により一層努める。	河川課	120
⑥宮崎港廃船処理業務委託（中部港湾事務所）				
指摘事項 7-⑤	<p>予定価格の積算根拠の明示について</p> <p>本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、積算内訳書が作成されている。しかし、積算内訳書における数量、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。</p>	予定価格の積算根拠を明確にするために、業者から入手した参考見積書は起案文書に添付し、その内容の妥当性についての検討結果を起案文書上で明らかにするようにした。	港湾課	122

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑦平成30年度県単調査第41-1-L号宮崎港一ツ葉地区 津波避難高台 積算技術業務委託（中部港湾事務所）				
監査の 意見 7-②	委託理由の明確化及び起案文書への明示について 起案文書には、委託を行う理由が明確に記載されていない。本業務は、県職員で実施可能な業務を外部へ委託しているとも捉えられかねないことから、業務に係る効率性、経済性等の観点から、なぜ委託を行うのか、委託を行う理由の明確化は重要であると考えます。県は、委託の理由を明確化し、その内容を起案文書に適切に明示することが望ましい。	積算技術業務を委託する場合は、予算執行伺に委託理由を明示するよう改めることとし、各発注機関に通知を行った。	技術企画課	123
⑧平成30年度細島港引船運航及び保守点検業務委託（基本委託料）（北部港湾事務所）				
指摘事項 7-⑥	予定価格の積算根拠の明示について 本業務では、予定価格の算定の基礎資料として、委託料積算資料が作成されている。しかし、委託料積算資料における項目、単価等をどのように決定したのか、その根拠は起案文書等で明示されていなかった。県は、予定価格の積算根拠について、業者から参考見積書入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。	本業務については、令和元年度より、随意契約から一般競争入札に変更している。令和元年度の入札においては2社から参考見積書を取り、内容の妥当性を検討した上で、低額を用いて積算し、検討状況が分かるよう予算執行伺に添付するよう見直しを行った。	港湾課	125

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
監査の 意見 7-③	<p>業務内容に関する仕様書への具体的な記載及び予定価格積算方法の見直しについて</p> <p>本業務の仕様書によれば具体的な内容は次のとおりであるが、誘導作業、曳舟作業、点検業務及び保守業務に関して、想定される実施回数や稼働日数等の明示は一切されていない。</p> <p>県は、本業務については次の事項を考慮することが望ましい。まず、本業務の主業務である誘導作業及び曳舟作業については、仕様書において想定される実施回数や稼働日数等の明示を行うとともに、実際の実施回数や稼働日数等が想定と大きく異なる場合は、契約額の変更等を検討する。また、予定価格における委託料の積算根拠について、「指摘事項7-⑥ 予定価格の積算根拠の明示について」に記載したとおり、事業者からの参考見積書を前提に検討するとしても、具体的な業務内容との整合性等を踏まえて、積算方法の見直しを検討する。なお、積算方法の見直しの検討結果は積算根拠として起案文書等に明示する必要がある。</p>	<p>本業務については、24時間365日対応できる体制を整えておかななくてはならないことから、実施回数や稼働日数に基づく積算ではなく、年間で必要な経費（人件費等）を見込む積算としている。また、予定価格の積算根拠については、令和元年度の入札においては2社から参考見積書を取り、内容の妥当性を検討した上で、低額を用いて積算し、検討状況が分かるように予算執行伺に添付するように見直しを行った。</p>	港湾課	126

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
8. 企業局				
①企業局庁舎エレベータ保守業務委託（施設管理課）				
監査の 意見 8-①	一者応札への対応について 本委託事業は一般競争入札を実施しているが、過去3年においてははいずれも一者応札となっている。契約者はエレベータの製造元であり他業者の参入は難しいのは認めるが、一般競争入札を継続する以上、一者応札の解消に向けた努力が必要である。	本件は長期継続契約中であることから、今回、直ちに改善した項目はないが、意見を受け、入札公告の公示方法、期間に問題がないか、また、業務委託仕様書に排他的な項目がないか等、入札公告全般の確認を行った。確認の結果、点検を行うエレベーターの仕様が、業務委託仕様書内に表記されておらず、別添書類による確認を必要としており、他の入札物件と比べ解りにくい状況であったため、今後、エレベーターの仕様を業務委託仕様書で確認できるよう改めたい。	施設管理課	130
監査の 意見 8-②	業者による提出書類に対する日付の記入について 契約者からは、成果に関する報告書、請求書など各種資料の提出を受けているが、中には、提出日の記入がないものが見受けられた。今後、提出日も記載するよう指導する必要がある。	契約者に対して、請求関係書類、成果に関する報告等の提出を受けた際は、提出日の記入状況を確認し、記入がない場合は記入するよう指導を行うこととした。 また、こちらから請求関係書類等の提出を依頼する場合においても、同様に提出日の記入を指導することとした。	施設管理課	130

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所管	報告書 ページ
区分	内容			
9. 病院局				
①医薬品に係る調達改善支援業務（経営管理課）				
指摘事項 9-①	<p>業務委託に係る公正な業者の選定について</p> <p>本業務は、契約相手先を当初から特定した上で、随意契約理由の決定、参考見積書に基づく予定価格の算定、契約締結前の具体的な業務内容の打ち合わせ等が行われているとの外観を有していると考えられるので、県は、契約に係る業者の選定過程について、公正性の観点から、業務内容を踏まえ、適切に業者を選定する必要がある。本業務については、業務実施可能な業者が他にいないか調査する必要がある、調査したのであれば、その内容を起案文書等に記載する必要がある。業務内容から公募型プロポーザルによる業者の選定の余地もあると考える。</p>	<p>本業務は平成30年度のみ実施しており、今年度も実施予定は無いが、今後、類似の業務を実施する場合には、御指摘のとおり、まず公募型プロポーザルによる業者選定の可能性を調査し、調査結果を起案文書等に記載することしたい。また、具体的な業務内容の打ち合わせは、業者選定後に実施することとしたい。</p>	経営管理課	133
②宮崎県立3病院部門システム更新・保守業務（放射線・治療RIS、内視鏡検査、循環器等）（経営管理課）				
指摘事項 9-②	<p>予定価格の積算根拠の明示について</p> <p>本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は100%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。</p>	<p>当該部門システムを、必要最小限の費用で効率的かつ効果的に更新を行うため、平成29年度に「宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム更新設計支援業務委託」を行い、契約の1年以上前から、見積を徴収し内容を精査し、当該業者と幾度となく協議を重ねた。その結果をもって、当方から提示した削減案等を踏まえて、最終的に現在契約額と同じ金額で見積を提示してもらい、これを見積として採用したため、落札率100%となっていた。今後は、検討の経緯及び結果を起案文書に明示していきたい。</p>	経営管理課	136

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
③宮崎県立3病院電子カルテシステムハードウェア及び部門システム更新・保守業務委託（経営管理課）				
指摘事項 9-③	予定価格の積算根拠の明示について 本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は100%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。	各種部門システムを、必要最小限の費用で効率的かつ効果的に更新を行うため、平成29年度に「宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム更新設計支援業務委託」を行い、契約の1年以上前から、見積を徴収し内容を精査し、当該業者と幾度となく協議を重ねた。その結果をもって、当方から提示した削減案等を踏まえて、最終的に現在契約額と同じ金額で見積を提示してもらい、これを見積として採用したため、落札率100%となっていた。今後は、検討の経緯及び結果を起案文書に明示していきたい。	経営管理課	138
④県立3病院医薬品情報システム更新に係る業務（経営管理課）				
指摘事項 9-④	予定価格の積算根拠の明示について 本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は100%である。すなわち、業者から入手した参考見積書をそのまま予定価格として算定し、当該金額で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。	当該部門システムを、必要最小限の費用で効率的かつ効果的に更新を行うため、平成29年度に「宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム更新設計支援業務委託」を行い、契約の1年以上前から、見積を徴収し内容を精査し、当該業者と幾度となく協議を重ねた。その結果をもって、当方から提示した削減案等を踏まえて、最終的に現在契約額と同じ金額で見積を提示してもらい、これを見積として採用したため、落札率100%となっていた。今後は、検討の経緯及び結果を起案文書に明示していきたい。	経営管理課	139

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑤宮崎県立病院経営改善支援業務（経営管理課）				
指摘事項 9-⑤	<p>予定価格の積算根拠の明示について</p> <p>本業務は、見積者数1者の随意契約であり、落札率は99%超である。すなわち、業者から入手した参考見積書を前提として予定価格を算定し、当該価格に極めて近似した価格で契約がなされている。これを踏まえると、参考見積書の内容の検討は極めて重要である。以上より、県は、予定価格の積算根拠を明確にする必要がある。業者から参考見積書を入手した場合には、起案文書に添付等を行い、その内容の妥当性を検討した上で、検討結果を起案文書に明示する必要がある。</p>	<p>令和2年度の契約事務では、御指摘のとおり、参考見積書を入手し、その金額等の妥当性を検証した上で、起案文書に明記した。</p>	経営管理課	141

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項 9-⑥	<p>随意契約に係る適切な運用について</p> <p>随意契約の理由に定められた上記の要件について、「これらの条件を全て満たす委託先が他にないこと」を示す根拠資料の閲覧を県へ依頼したところ、県が平成28年度に複数の医療経営コンサルタントについて調査した結果の提出を受けたが、その後は実施していないとのことである。本業務は、あくまで単年度契約であり、要件を満たす業者の有無の調査が必要であるが、県は平成29年度、平成30年度は調査していない。よって、県は、本業務について、毎年度、調査を実施すべきであったと考える。</p> <p>また、本契約の条件である「(1)③診療内容に踏み込んだ提案を行うため、高い見識を備えた医療職スタッフ（医師、看護師、薬剤師、助産師、診療情報管理士等）がいること。」について、本条件の必要性は理解できるものの、医療スタッフに係る知識・経験・職種等について具体的な記載がない。このため、当該項目を入れる場合には、可能な限り医療スタッフに係る知識・経験・職種等を具体化することが望ましい。</p>	<p>御指摘のとおり、平成28年度を最後に医療経営コンサルタントの調査を実施していないことから、令和2年9月に他県の状況（委託先、事業内容、金額、発注方式等）の調査を実施しており、当該調査の結果を踏まえて令和3年度の委託契約手続きを行う。</p> <p>契約条件である医療職スタッフの情報については、令和2年度は、委託業者に総括責任者及び担当職員の経歴や医療資格情報を提出させ確認を行った。次回の契約時には、他県の状況等を踏まえ、医療スタッフに係る知識・経験・職種等の具体化について検討する。</p>	経営管理課	142

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑥臨床検査業務（臨床検査）委託（県立宮崎病院）				
指摘事項 9-⑦	随意契約理由の明確化について 県立宮崎病院で作成された決裁伺書によれば、契約方法は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づく随意契約である旨が記載されているが、同法の規定に該当する根拠は記載されていない。県は、原則として競争入札等の競争に付することを念頭に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の要件に該当する場合は、その根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。	包括外部監査人の指摘を受け、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の要件に該当する場合は、その根拠を、起案文書に記載し明確化した。	県立宮崎病院	144
監査の意見 9-①	県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について 各県立病院で契約された検査項目について、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立宮崎病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。	検査については、多岐にわたるうえ各病院の立地や検査内容に差異がある状況であるが、経営管理課及び各県立病院と情報を共有し協議していく。	県立宮崎病院	145

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑦洗濯業務委託（県立延岡病院）				
指摘事項 9-⑧	<p>契約業務の実施に係る組織内統制行為の有効性について</p> <p>1度目の一般競争入札では、入札業者からの入札金額は入札書比較価格を下回ることができず不落となっているが、仮に、当初から洗濯業務費について「消費税込み」の金額で予定価格を計算していた場合、業者の見積額と比較すると、1度目の一般競争入札で問題なく落札されていたこととなる。よって、本業務に関しては、予定価格の積算のうち消費税の取り扱いに関する単純な事務の誤りにより、1か月の随意契約の手続き及び2度目の一般競争入札の手続きが生じ、非効率な事務が発生している。このような事務の誤りが生じたのは、担当者の誤りに加え、上席者が当該誤りを発見できなかったことによるものであり、組織内の統制行為が有効に機能していなかったためと考えられる。従って、県は、一般競争入札等委託契約業務の実施に当たっては、組織内の統制行為が有効に機能するように、特に上席者は、予定価格の積算等重要事項の確認に留意する必要がある。</p>	<p>一般競争入札等委託契約業務の実施に当たっては、特に予定価格の積算等重要事項の確認を担当職員でダブルチェックすることとし、また上席者は十分に内容を確認していくこととした。</p>	県立延岡病院	146

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所管	報告書 ページ
区分	内容			
⑧臨床検査業務委託（県立延岡病院）				
指摘事項 9-⑨	<p>予定価格調書省略に係る根拠の明確化について</p> <p>本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規則第120条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。</p>	<p>令和2年度より病院局財務規程第120条但し書きに該当する旨、起案文書に記載した。</p>	<p>県立延岡病院</p>	<p>149</p>
監査の意見 9-②	<p>県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について</p> <p>各県立病院で契約された検査項目について、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立延岡病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。</p>	<p>検査については、多岐にわたるうえ各病院の立地や検査内容に差異がある状況であるが、経営管理課及び各県立病院と情報を共有し協議していく。</p>	<p>県立延岡病院</p>	<p>150</p>

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑨遠隔画像読影業務委託（県立延岡病院）				
指摘事項 9-⑩	<p>予定価格調書省略に係る根拠の明確化について</p> <p>本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規程第120条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。</p>	令和元年度より予定価格調書を作成した。	県立延岡病院	151
⑩臨床検査委託業務（県立日南病院）				
指摘事項 9-⑪	<p>随意契約理由の再検討について</p> <p>本業務は、病院における臨床検査を委託するもので、県立日南病院では地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づいて随意契約を行っている。しかしながら、同じ臨床検査業務であるが各病院が見積書を徴収した業者は異なっている。このため、県立日南病院が記載した「宮崎県内に営業所がある業者で、当院が外部委託を必要とする検査項目に対応できる業者が上記の3業者しかない」という記述は誤っており、これを根拠とした随意契約は不適切である。県は、県立日南病院における臨床検査業務委託について、原則として競争入札等の競争に付することを念頭に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の要件に該当するか再検討を行う必要がある。</p>	<p>臨床検査業務は、検査項目が約800項目あり、業者によっては検査対応ができない項目があるため、一律に価格を比較することができない。このことからその目的が競争入札に適しない（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の要件に該当）と判断し、項目ごとに最安値の見積金額を提示した業者と随意契約を行っている。</p> <p>指摘のとおり3者しかないという記述は誤っていたため、「宮崎県内に営業所がある業者の中から当該3者を選定し、見積書を徴収した上で検査項目ごとに最低金額を提示した業者と随意契約を行う」とする記載に改めた。</p> <p>なお、病院局財務規程第121条第1項により2者以上での見積金額を比較しているので手続き的に問題ないと考えているが、今後は他県立病院と情報交換をし見積業者の選定を行うこととする。</p>	県立日南病院	153

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項 9-⑫	<p>予定価格調書省略に係る根拠の明確化について</p> <p>本業務では、予定価格調書の作成が省略されている。しかし、省略した根拠が起案文書等に記載されていない。このため、予定価格調書の省略が適切か客観的に判断できない。よって、県は、予定価格調書を省略する場合は、病院局財務規程第120条但し書きに該当する旨及びその根拠を、起案文書等に記載し明確化すべきである。</p>	<p>臨床検査業務は、それぞれの検査項目（約800項目）毎に見積金額が最安値の業者と契約することを前提としているが、この決定に際し、業者によっては検査対応ができない項目もある。</p> <p>予定価格調書は全項目を検査可能と見なして作成するため、検査ができない項目があると一律に金額を比較することができず、適切な判断材料とはならない。</p> <p>このため、病院局財務規程第120条第1項の規定にある「その他特別の事由があることにより、著しく困難であると認められるもの」に該当すると判断し、予定価格調書の作成を省略する旨を記載し整理した。</p>	県立日南病院	154
監査の意見 9-⑬	<p>県立病院が保有する臨床検査委託に関する契約情報の有効活用について</p> <p>各県立病院で契約された検査項目について、同じ検査項目であっても各県立病院間で契約額に開きがあることが分かる。しかし、各県立病院間で臨床検査委託に関する情報交換が行われておらず、県立日南病院では、各県立病院間で契約額に開きがある事実を把握していない。よって、県は、各県立病院間における臨床検査委託に関する情報を有効活用し、同様の検査項目等に関する金額の妥当性の検討等に資することが望ましい。</p>	<p>検査については、多岐にわたるうえ各病院の立地や検査内容に差異がある状況であるが、経営管理課及び各県立病院と情報を共有し協議していく。</p>	県立日南病院	155

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
⑪ 県立日南病院給食（献立作成及び食材調達等）業務（県立日南病院）				
監査の 意見 9-④	<p>業務の委託化に係る効果の検証について</p> <p>本業務は、県立日南病院における患者へ提供する給食について、病院による直営から外部業者へ委託されたものである。県は、本業務の検討に当たり、6か月当たり約70万円の経費節減効果があるとしているが、県は実際にどの程度の効果があったのか、経費節減効果額の検証は行っていない。県は、本業務について、経費節減効果額の検証を行うことが望ましい。なお、明らかに経費節減効果がなく、むしろ経費が増大したような場合は、委託の妥当性を改めて検討する必要があると考えられる。</p>	<p>契約開始日である平成30年10月1日を基準として、前後1年間の収支を比較した結果、6か月当たり約150万円の増となった。</p> <p>しかし委託後は、患者の転院・退院先施設の栄養士に向け、当該患者の食事に関する詳細な情報提供書を作成することが可能になるなど、退院後の患者フォローや施設との連携が円滑に行えるようになった。</p> <p>また、栄養指導件数を増やすことで、外来化学療法患者に対する栄養指導料などの増収を見込んでおり、委託体制を継続しつつ、栄養管理業務の強化を図ることにしている。</p> <p>なお、定期的に経費節減効果の検証等を行っていく。</p>	県立日南病院	156

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
10. 県議会事務局				
①議員寮管理業務委託（総務課）				
指摘事項 10-①	<p>入札条件について</p> <p>随意契約理由に記載のとおり、本委託業務は、指名競争入札を行うことを予定し、平成30年3月9日に2者に対し「指名競争入札通知書」を送付したが、その後、1者が辞退したため、急遽指名競争入札を中止し、契約者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものである。一方、翌年度においては、過去5年間ではなく過去10年間の間に本業務と同種の業務を履行した実績のある者に条件を緩和することにより、3者による指名競争入札が可能となっている。以上より、本来であれば、本契約においても信頼のおける業者を選定するために、どこまで入札条件を緩和できるかを検討し、その上で競争入札を実施すべきであった。</p>	<p>令和元年度の業務に係る入札では、指名業者の選定条件の一つである過去の同種業務の履行実績について、実績の対象となる期間を過去5年間から10年間に緩和することで、指名業者数を見直し計3者による入札を執行した。また、令和2年度の業務に係る入札条件では、議員寮の所在地である宮崎市内において、本店のみでなく支店等を有する者までに緩和することで計4者による指名競争入札を執行したところである。今後も、入札条件については十分に検討を行い、適切な業者選定に努めたい。</p>	<p>県議会事務局 総務課</p>	160
指摘事項 10-②	<p>入札取りやめの妥当性について</p> <p>本委託契約は、急遽指名競争入札を中止し、契約者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものであるが、本来であれば、入札条件に合致する業者が1者となった場合には入札を取りやめることは、事前に指名競争入札通知書（一般競争入札であれば公告）及び入札説明書において明確にしておくべきであった。今後このような事例が生じる可能性があるなら、指名競争入札通知書（一般競争入札であれば公告）及び入札説明書に、入札を中止する条件を明確に記載する必要がある。</p>	<p>本委託業務は、指名した2者のうち1者が辞退したため、全庁的な取扱に準じ入札不調により中止したものであるが、事前に入札通知書及び入札説明書において入札中止の旨を明確にしていなかったため、令和2年度の業務に係る入札通知書及び入札説明書においては入札不調時の取扱について記載するよう改善した。</p>	<p>県議会事務局 総務課</p>	161

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
監査の 意見 10-①	<p>事業の効率性の低下への対応について</p> <p>本業務は過去数年間においてサービス面では向上しているとしても、事業の効率性（利用者1人当たりのコスト）の面では、確実に低下している。県としては、事業として本業務を実施していく以上、契約額の圧縮や利用方法の検討等による事業の効率性の向上に向けた検討を続けることが必要である。</p>	<p>議員寮は、議会会期中をはじめ、年間を通して議員活動に必要な時に利用するための施設であることから、一般的な宿泊施設等とは異なり、積極的に利用促進を図るような施設ではない。しかし、施設の管理業務委託の仕様については、利用者数の減少を加味した内容への変更が必要であると考えており、今後、現在の利用状況に合わせた委託業務の仕様へと改善を図ることとしている。</p>	県議会事務局 総務課	162
監査の 意見 10-②	<p>議員寮の在り方について</p> <p>議員寮の利用者は過去数年において着実に減少している。利用者数減少の理由は、宮崎市内における宿泊施設の多様化（ビジネスホテル等）による相対的な利用便益の減少（議員寮には部屋にバス、トイレがない）、施設の老朽化などが考えられるが、事業の効率性の向上の面から鑑みると、今後何らかの対策を検討しなければならない。</p>	<p>議員寮は令和2年度までに、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(※)を策定することとなっている。計画の中では議員寮の今後の方向性や方向性を踏まえた対策内容及び費用等を示すこととしており、今後は、策定した個別施設計画に基づき必要な処置を行うこととなる。</p> <p>※今後の利用ニーズや施設の劣化状態、必要な対策と費用の見込み等から、今後10年間の対応方針と長期的な方向性について検討するもの。</p>	県議会事務局 総務課	162

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
1 1. 警察本部				
① 放置車両確認事務委託（交通指導課）				
指摘事項 11-①	<p>業者選定のための採点について</p> <p>最近1年間のトラブル対応・苦情受理状況と題する報告書が提出されており、直近1年間にはトラブルが生じていると判断できる。それにもかかわらず、採点においては「最近1年間、トラブル・苦情が発生していない場合は加点1」に該当するとして1点の加点がされている。これは明らかな誤りである。採点に誤りが生じると、業者選定の妥当性に関して疑義を持たれかねないといえるから、この点については今後より慎重かつ正確に行うべきである。</p>	<p>業者選定の採点誤りについては、採点担当者が、本事業に関して受けたトラブルのみを評価すべき項目と理解し、加点点評価したものであることが判明した。</p> <p>評価基準には、本事業について限定したトラブルである旨が明示しているとはいえず、指摘のとおり、別事業のトラブルとはいえ、応募者が申告している以上厳格に評価する必要があると認められ、是正すべきである。</p> <p>今回の入札については、たまたま1者のみの応募で、同評価による影響はなかったものであったが、過去の応募実績からも、今後複数の応募者があることは容易に想定され、本指摘については厳格に受け止める必要がある。</p> <p>今後は、評価項目全てにおいて厳格に評価することはもとより、不明点は会計課に意見を聴取するなど、評価実施者のチェック機能を向上させ、総合評価に絶対に誤りのないよう、より慎重な評価を徹底する。</p>	交通指導課	164
監査の意見 11-①	<p>入札公告について</p> <p>「会社更正」との記載があり、「会社更生」の誤記である。同種の誤記は他の事業の契約書、仕様書等においても散見されることから、網羅的にチェックをしたうえで是正すべきである。商法381条1項との記載があるが、これは現在存在しない条文である。法律改正に対応したうえでしかるべき修正を行うべきである。</p>	<p>入札公告の誤字等については、作成時の再確認の徹底はもとより、入札関係課とのより一層の連携を図り、誤記、法律の誤りの絶無を期す。</p>	交通指導課	164

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
②仮免許事務委託（運転免許課）				
指摘事項 11-②	<p>見積書について</p> <p>本業務を実施するに際して各業者から見積書の提出を求めているが、その際、県は見積書の日付について「空欄」とするよう明示的に指示を行っているが、このような運用は相当でない。</p>	<p>各事業者に日付を入れてもらった場合、訂正が必要となることが多々あり、数回の書類のやりとりを行うこともあったことから、事業者の負担軽減のため日付を抜いてもらい、当方の受付印をもって提出日としていたものであるが、このような指示が県民から不正等を疑われかねないとの指摘を真摯に受け止め、今後は提出日を記載するよう指導するなど、透明性や競争性の確保された適正な契約事務を推進していく。</p>	運転免許課	166
指摘事項 11-③	<p>廃業後の処理について</p> <p>委託先のうち1者が契約期間中に廃業し、委託業務の実施ができないこととなった。この点に関し、当該委託先から、他の委託先が引き継いで本業務を行うので影響は生じない旨の文書が提出され、県はそれを受けて当該委託先から違約金等の請求は行わないことと決定した。このような場合においては、本来、廃業する委託先ではなく、事業を引き継ぐ委託先から、責任をもって本業務を実施するといった内容の文書を受領し、そのことをもって違約金等の請求は行わないという判断を行うべきだったといえる。以上のことから、本件における処理は相当でない。</p>	<p>廃業した委託先が提出した、経営譲渡に伴う契約解除の申出書をもって違約金等の請求を行わないことを決定したものであるが、引き継ぎを受けるとされた新たな委託先は、既に同業務を受託している県内の指定自動車教習所であったことから、業務不履行等の可能性がないと判断したものである。</p> <p>今後は、指摘のとおり双方からの書類の提出を受け判断していくこととする。</p>	運転免許課	166

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
③高齢者講習及び検査委託（運転免許課）				
指摘事項 11-④	<p>見積書について</p> <p>本業務を実施するに際して各業者から見積書の提出を求めているが、その際、県は見積書の日付について「空欄」とするよう明示的に指示を行っているが、このような運用は相当でない。</p>	<p>各事業者に日付を入れてもらった場合、訂正が必要となることが多々あり、数回の書類のやりとりを行うこともあったことから、事業者の負担軽減のため日付を抜いてもらい、当方の受付印をもって提出日としていたものであるが、このような指示が県民から不正等を疑われかねないとの指摘を真摯に受け止め、今後は提出日を記載するよう指導するなど、透明性や競争性の確保された適正な契約事務を推進していく。</p>	運転免許課	167
指摘事項 11-⑤	<p>廃業後の処理について</p> <p>委託先のうち1者が契約期間中に廃業し、委託業務の実施ができなくなったこととなった。この点に関し、当該委託先から、他の委託先が引き継いで本業務を行うので影響は生じない旨の文書が提出され、県はそれを受けて当該委託先から違約金等の請求は行わないことと決定した。このような場合においては、本来、廃業する委託先ではなく、事業を引き継ぐ委託先から、責任をもって本業務を実施するといった内容の文書を受領し、そのことをもって違約金等の請求は行わないという判断を行うべきだったといえる。以上のことから、本件における処理は相当でない。</p>	<p>廃業した委託先が提出した、経営譲渡に伴う契約解除の申出書をもって違約金等の請求を行わないことを決定したものであるが、引き継ぎを受けるとされた新たな委託先は、既に同業務を受託している県内の指定自動車教習所であったことから、業務不履行等の可能性がないと判断したものである。</p> <p>今後は、指摘のとおり双方からの書類の提出を受け判断していくこととする。</p>	運転免許課	167

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所管	報告書 ページ
区分	内容			
④運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務（運転免許課）				
監査の 意見 11-②	委託先の選定について いわゆる1者入札が続いており、競争性を確保するという点が課題として挙げられる。今後もこの課題について認識しながら、さらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。	当該業務の委託先の選定については、一般競争入札により実施しているが、道路交通法施行規則により、入札に参加するには宮崎県公安委員会の認定が必要であり、認定を受け入札に参加したのが宮崎県交通安全協会のみであったものである。 今後も、同協会以外の団体等が認定を受け、入札に参加することも十分考えられることから、一般競争入札を継続して実施し、適正な契約事務を推進していく。	運転免許課	168
12. 教育委員会				
①通学バス運行業務委託（日南くろしお支援学校）				
監査の 意見 12-①	随意理由、入札日程について 本業務は指名競争入札を予定していた。入札説明会が3月22日であり、入札日が3月28日、その間に4者の内3者が辞退する状況となり、次年度当初から業務を開始するには随意契約しかなかったとのことである。前年まで2者による競争が確保されていたため想定外、緊急の事態が生じたことは理解できるが、今後は日程を早める等の措置を講じ想定外の事態にも対処できるようにすることが望まれる。	令和2年度の年度前準備行為における入札については、指名通知を3月17日、入札日を3月24日と日程を早めるとともに、県内の特別支援学校が令和元年度の通学バス運行業務委託で指名した10者を抽出し、競争性も高めた結果、複数業者が応札した。	日南くろしお支援学校	171
監査の 意見 12-②	指名入札時の辞退理由について 指名入札時の4事業者のうち3者が入札を辞退している。指名入札の実効性と競争性を確保する観点から辞退理由の確認を行うことは意義あることと考える。	これまでの入札辞退届の様式を見直し、辞退理由を記入する欄を設け、その内容を客観的に確認できるようにした。	日南くろしお支援学校	171